

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更する場合、そのつど届出が必要となりますので、お忘れなく手続きをお願いします。

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納めます。ただし60歳未満の老齢(退職)年金受給者の方は任意加入になります。

種別	第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方
	第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方
	第3号被保険者 会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

	こんなとき	種別	届出先
第1号被保険者	20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第1号⇒第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき(婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第1号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	学生で保険料を納めるのが困難なとき	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	60歳以上等任意加入するとき	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	任意で付加保険料を納めたいとき	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
第2号被保険者	年金手帳をなくしたとき	第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	会社や役所などを退職したとき	第2号⇒第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第2号⇒第3号	配偶者の勤務する事業所
	氏名・住所が変わったとき	第2号	勤務する事業所
第3号被保険者	年金手帳をなくしたとき	第2号	勤務する事業所
	20歳になった時	第3号	配偶者の勤務する事業所
	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第3号⇒第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	会社や役所に就職したとき	第3号⇒第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚・収入増等)	第3号⇒第1号	市役所市民生活課 国民年金担当
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき	第3号	年金事務所

※ 手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。

新潟西年金事務所による 平成22年度定例社会保険事務相談所の開設日

会場・時間	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐渡中央会館 ☎57-2711 午後1時30分～3時30分		21日	19日	16日	21日	18日	15日	20日	17日	15日	19日	16日	16日
両津地区公民館 ☎27-4181 午前9時～11時30分													
小木町商工会 ☎86-2216 午前8時50分～11時		22日	20日	17日	22日	19日	16日	21日	18日	16日	20日	17日	17日

※毎月第3水曜日と翌日の木曜日に開設します

予約・お問い合わせ 日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室 ☎025-225-3008

電話で「年金相談の予約をしたい」と申し込んでいただき、会場、名前・基礎年金番号・電話番号・相談の内容をお伝えください。予約なしでの相談も可能ですが、当日会場受付は予約の方が優先となりますのでご了承ください。当日会場受付は、佐渡中央会館は午後3時まで、両津地区公民館と小木町商工会は午前10時までとなります。

年金に関するお問い合わせ

○ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

○日本年金機構 新潟西年金事務所
お客様相談室 ☎025-225-3008
国民年金課 ☎025-225-3012

○市役所市民生活課(年金係)
☎63-5112
または各支所・行政サービスセンター